

互助会 NEWS【5月号】

令和5年5月16日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和5年5月22日（月）です。

なお、給付金送金明細書は、今回から、すべての会員の方についてハガキの「給付金送金明細書」に変更となりました。

◎新採用者に係る互助会掛金について

互助会 NEWS【4月号】に、新採用や、未加入のみなさんに向け「教職員互助会に加入しましょう」という記事を掲載しましたが、ご覧になっていただけましたか？

おかげさまで、たくさんの方に参加いただいた一方、今回は加入を見送るという方もいらっしゃいました。

新採用者に係る4月分の互助会掛金は、県の給与システムにより給料が支給されている方については、全員が加入するものとして処理をしているため、加入を希望しないにも関わらず互助会掛金が控除された方がいらっしゃいました。その場合は、給与支給時に4月分掛金を返金させていただきますので、給与支給明細書をご確認ください。

なお、5月8日までに教職員互助会に加入しない旨の報告をいただいた場合は、5月給与支給時に返金ができますが、それ以降の確認分は、6月給与支給時に返金させていただきますのでご了承願います。

互助会加入の有無や掛金の控除等、ご不明な点等がありましたら、ご連絡くださるようお願いいたします。

◎「リフレッシュ助成」の給付時期について

互助会では、在会年数が20年に達した会員に10,000円、30年に達した会員に20,000円を給付する「リフレッシュ助成」を実施しています。

今年度の該当者は、

平成15年4月から平成16年3月の加入者(在会年数20年)と、

平成15年4月から平成16年3月の加入者(在会年数30年)で、

互助会のデータにより該当者を抽出のうえ、**自動給付**しています。

昨年度までは、6月の給付金送金日に、その年度内に在会20年及び30年に達する予定の会員も含めて一斉に給付していましたが、今年度から、在会年数を満たした月の翌月に給付するよう**給付時期を変更**しました。

今回は、平成15年及び平成16年の4月に加入した方について給付します。

互助会の在会年数は、過去に知事部局や市町村教育委員会等に異動した期間は通算されませんので、ご注意ください。互助会の加入年月日は、会員証又は給付金送金明細書でご確認いただけます。

該当になった会員のみなさまには、この助成をリフレッシュできる「何か」にご活用いただければ幸いです♪

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご覧ください

◎「給付金送金明細書」の誤送付について

先月分の「給付金送金明細書」を送付した際、臨時講師等に係る所属所データの不備により、異動前の所属に送金明細書が届いたケースがあり、事務担当者の方には、返送や転送をお願いすることとなり、申し訳ありませんでした。

今月は修正していますが、万が一、誤った「給付金送金明細書」が届いた場合は、大変お手数ですが、下記までご連絡くださるようお願いいたします。

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。
こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>

所属内でご閲覧ください